

住民税の申告について

審査のために必要な手続きがされていないと、授業料支援が大幅に遅れます。
就学支援金の判定を早期に行うため、ご協力をお願いします。

無収入の場合も住民税の申告が必要です。

下に該当する保護者の方は、申請の前に手続きが必要になります。

①配偶者の方
※控除対象配偶者を除く

②①以外で未申告の方
※個人事業主で赤字の場合等

住民税の申告をしていない場合、

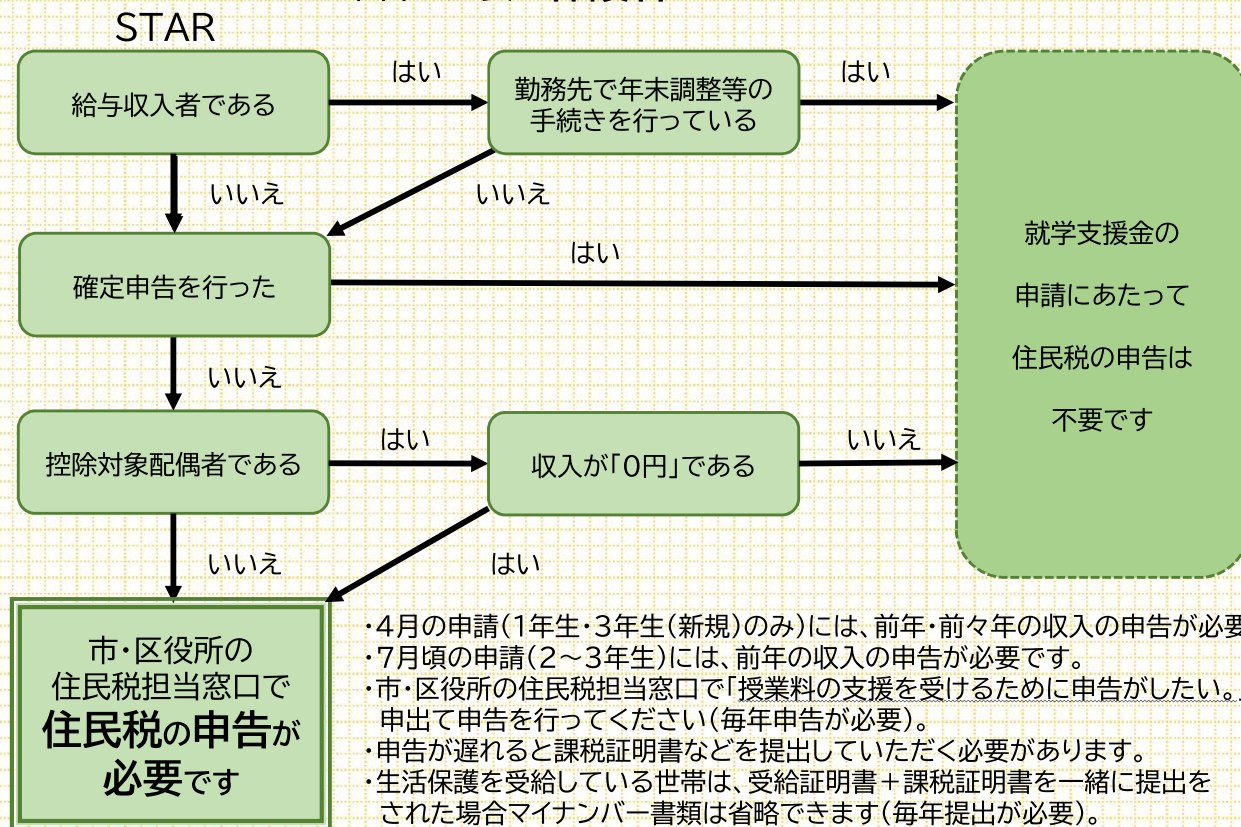
追加の手続きや書類提出が必要

になります。

収入の申告をしていない等、心当たりのある方は以下の簡単確認チャートでチェックしてください。

簡単確認チャート

申告が必要か**保護者ごと**にチェック！



- ・4月の申請(1年生・3年生(新規)のみ)には、前年・前々年の収入の申告が必要です。
- ・7月頃の申請(2～3年生)には、前年の収入の申告が必要です。
- ・市・区役所の住民税担当窓口で「授業料の支援を受けるために申告がしたい。」と申出て申告を行ってください(毎年申告が必要)。
- ・申告が遅れると課税証明書などを提出していただく必要があります。
- ・生活保護を受給している世帯は、受給証明書+課税証明書を一緒に提出をされた場合マイナンバー書類は省略できます(毎年提出が必要)。

～よくある質問～

いつまでに申告したらいい？

申請書を提出する時にはすでに申告が完了していることが望ましいです。

どうやって申告したらいい？

市役所の住民税担当窓口などで「授業料の支援を受けるために申告がしたい。」(もしくは収入0申告がしたい。)と申し出て申告を行ってください(毎年申告が必要)。

住民税の申告をしているか分からない

市町村の市民税課(住民税担当窓口等)でご確認をお願いします。

いつの年の申告が必要？

一昨年、昨年分の収入の申告が必要です。